

第 1023 回教育委員会の会議結果について

平成 28 年 3 月 25 日
教 育 庁

- 日 時 平成 28 年 3 月 25 日（金）午前 10 時～午前 11 時 50 分
- 場 所 山形県庁舎 教育委員室
- 出席委員 菊川委員長、小嶋委員、涌井委員、片桐委員、菅野教育長
- 議 事 原案のとおり可決されました。

	議 案	担 当 課
議第 1 号	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	義務教育学校の創設に伴う規定の整備及び平成 28 年度の組織改編等を行うため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 2 号	山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	義務教育学校の創設に伴う規定の整備及び平成 28 年度の組織改編等を行うため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 3 号	教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	義務教育学校の創設に伴う規定の整備及び平成 28 年 4 月 1 日から山形県朝日少年自然の家の管理を指定管理者が行うことに伴う規定の整備のため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 4 号	山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	山形県公有財産規則の一部改正に伴う規定の整備のため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 5 号	山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	平成 28 年度組織改編等のため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 6 号	特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	平成 28 年度組織改編等のため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 7 号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	義務教育学校の創設に伴う規定の整備を行うため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 8 号	山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定について	総務課教職員室
	地方公務員法の一部改正に伴い、県立学校職員の勤務成績の評定に関し必要な事項を定めた当該規則の廃止を決定しました。	

議第 9 号	山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定について	総務課教職員室
	地方公務員法の一部改正に伴い、県費負担教職員の勤務成績の評定に関し必要な事項を定めた当該規則の廃止を決定しました。	
議第 10 号	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 11 号	山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	義務教育学校の創設に伴う規定の整備を行うため、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 12 号	教職員の人事について	総務課教職員室
	次のとおり職員の懲戒処分を行うことに決定しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な業務執行（県立高等学校教員の教員免許状不所持） 減給 10 分の 1・1 月 1 名 、 戒告 1 名 ・ 不適切な指導 戒告 1 名 ・ 体罰及び暴言 戒告 1 名 ・ 人身加害事故（軽傷） 戒告 3 名 	

※議第 12 号は人事に関する議案であるため秘密会で審議されました。

以 上